

小諸市自治基本条例の検討にあたって

平成 21 年 3 月

自治基本条例の必要性

平成 12 年の地方分権改革により、国と地方は対等な関係となり、市町村の役割と責任は増大しました。一方で、国の三位一体の改革により、国などからの交付金・補助金等は廃止・削減されるなど、市町村の財政状況は厳しいものとなっています。

そのような中、国や県に頼らずに地域性を活かしたよりよいまちづくりを進めるためには、行政だけではなく、そこに住む人やそこで働く人たち（合わせて「市民」）の知恵や考えが今まで以上に重要となってきています。

しかしながら、「地方自治法」においては、自治体の組織や運営に関する事項などについては細かく規定されていますが、住民の参画や協働、情報公開など、現在の自治運営にあたって大変重要となる事項に関する規定がありません。

今後、市民の皆さんのまちづくりへの参画がますます必要不可欠となる中、何のルールも無いままやみくもにまちづくりを進めるわけにはいきません。

そこで、まちづくりの主役となる「市民」それぞれが情報を共有しながら、その役割と責任を分担し、協働のもと市民参加のまちづくりを進めていくために、自治の基本原則や考え方、まちづくりの基本的なルールなどを法的根拠として定めた自治基本条例を制定する必要があります。

自治基本条例の策定にむけたこれまでの取り組み

小諸市では、市民協働のまちづくりを進めていくにあたり、自治基本条例を検討するための取り組みを平成 19 年度から進めてきました。

平成 19 年度は、自治基本条例の学習の場として、2 回の「協働のまちづくりと地方自治を考える市民学習会」を開催しました。

平成 20 年度は、小諸市の自治の課題の洗い出しや、条例へ盛り込む項目の整理などを目的に、市民・議員・市職員が参加する「小諸市の自治基本条例をつくる市民会議」(ワークショップ)を開催し、8 回にわたって自治の様々なテーマについて話し合いました。また、若い視点からの意見集約を目的として、市内の 2 高校において「小諸市の自治基本条例をつくる市民会議高校生編」を開催しました。

更に、市民会議において、自治を進めるためには「区の役割や協力」が特に重要であるとの意見を多数いただきましたことから、区の現状や課題を把握するために「自治基本条例の策定に向けた区に関する区長アンケート」を実施しました。

自治基本条例の検討に向けたこれまでの取り組み

平成 19 年度

H20.2.12・H20.3.14

協働のまちづくりと地方自治を考える市民学習会

講師：明治学院大学法学部 鍛冶智也先生

第1回 私たちのまちの憲法「自治基本条例」って何だろう？【48名】

第2回 小諸市のまちづくりと自治基本条例を考える【39名】



H20.7.9～H21.2.10

小諸市の自治基本条例をつくる市民会議(ワークショップ)

第1回 小諸市の自治について改めて考えよう【29名】

第2回 市民の幸せのために誰が何をすべきか？【21名】

(市民・議会・市長・行政の役割とは)

第3回 行政にはこうあってほしい(行政の責務)【18名】

第4回 市長・議会にはこうあってほしい(市長・議員・議会の責務)【20名】

第5回 私たち市民はなにをすべきか？(市民の責務)【23】

第6回 情報公開・情報共有・情報交換は十分になされているだろうか？【21名】

第7回 協働とは何か？どうやって進めたらよだろうか？【14名】

第8回 自治についての話し合いをふりかえる(議論のまとめ)【22名】

平成 20 年度

H20.12.12～H21.2.2

小諸市の自治基本条例をつくる市民会議 高校生編

第1回 小諸高校【生徒37名 オブザーバー5名 市職員6名】

第2回 小諸商業高校【生徒42名 オブザーバー2名 市職員6名】

H21.2

自治基本条例策定に向けた「区に関する区長アンケート」

依頼件数 68件 回収数 64件 回収率 94.1%



H21.3

自治基本条例ワーキンググループの発足

自治基本条例ワーキンググループの目的とスケジュール

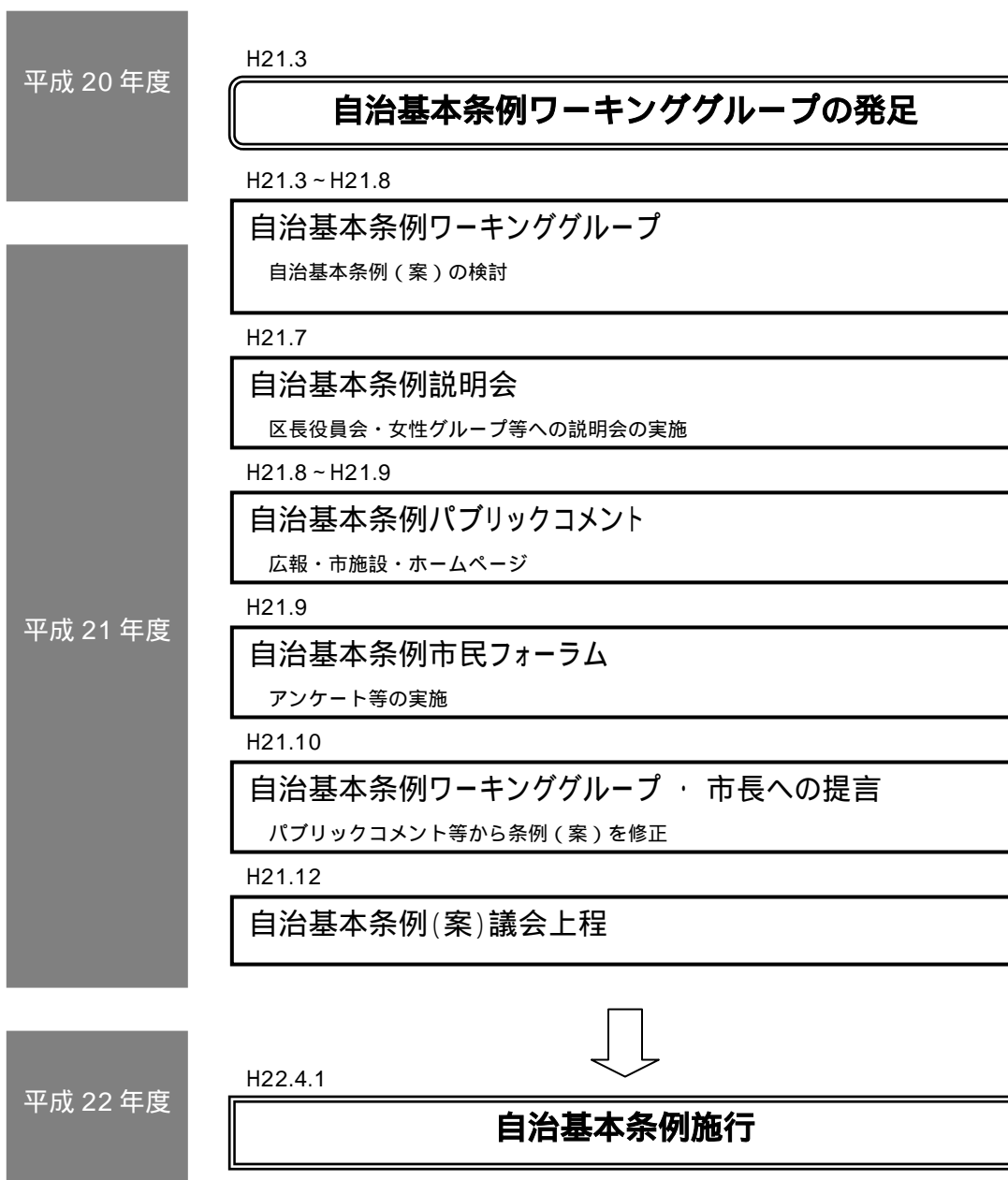
1. ワーキンググループの目的

ワーキンググループは、小諸市の小諸市らしい自治の実現と市民が主役のまちづくりを推進するため、市民会議等での意見を反映させながら「小諸市自治基本条例(案)」について検討し、その結果を市長へ提言することを目的とします。

2. ワーキンググループのスケジュール

- ・平成21年10月を目途に「自治基本条例(案)」をとりまとめ、市長に提言することを目指します。
- ・検討内容について、広く市民に報告し、ご意見を伺うためパブリックコメント等の実施と市民フォーラムの開催を行ないます。

ワーキンググループのスケジュールと条例制定まで



自治基本条例ワーキンググループの体制

1. ワーキンググループメンバー構成

【メンバー】 市民8名、市議会議員4名、市職員8名 合計20名

【アドバイザー】 学識者1名

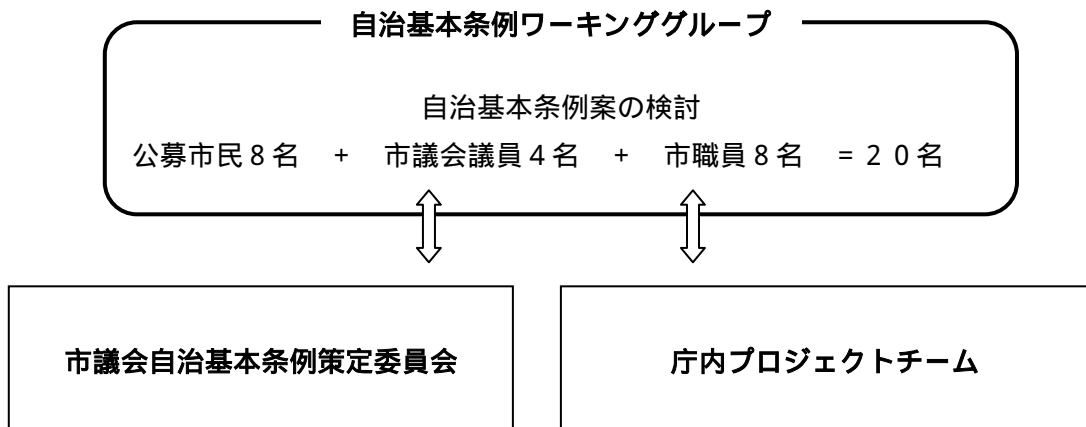
【事務局】 市職員2名

2. 任期

条例施行日まで（平成22年4月を予定）

2. 座長

座長：ワーキンググループでの議事その他を総理します。



自治基本条例ワーキンググループの当面のスケジュール

第2回 ワーキンググループ 日時：平成21年4月20日（月）18：30～
場所：小諸市役所3階 第1・第2委員会室

第3回 ワーキンググループ 日時：平成21年5月 日（ ）18：30～
場所：